



富山労働局発表
平成24年9月10日

富山労働局 労働基準部 賃金室	
担 当	賃金室長 佐伯 昌明 賃金指導官 圓本 勉
	TEL 076-432-2735

平成24年度富山県最低賃金の改正答申について

富山地方最低賃金審議会（会長 森岡裕 国立大学法人富山大学経済学部教授）は、本年7月11日、富山労働局長（半田和彦）から「富山県最低賃金の改正決定について」の諮問を受けて、富山県最低賃金専門部会を設置し、調査審議を重ねた結果、本日、富山労働局長に対し「時間額700円」（前年+8円）とする旨の答申を行った。

今後は、異議申出の公示など諸手続きを経て、富山県最低賃金額が決定されることとなる。

【参考；富山県最低賃金額及び対前年引上率、引上額】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
最低賃金額	677円	679円	691円	692円	700円
対前年度引上率	1.65%	0.30%	1.77%	0.14%	1.16%
対前年度引上額	11円	2円	12円	1円	8円